

平成29年度京都府相談支援従事者初任者研修 開催要綱

1 趣 旨

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することを目的とする。

2 主 催 京都府

3 研修実施 (福) 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

4 定 員 300名【6日コース・演習コース合計】、200名【3日コース】

5 日程及び会場

| 日 程 | | 科 目 (予定) | 会 場 |
|-----|----------|--|------------------------|
| 1日目 | 8月24日(木) | 【講義】障害者総合支援法等の概要 【講義】相談支援の基本姿勢 【講義】障害者総合支援法等における計画作成とサービス提供のプロセス | 京都テルサ 西館1階 「テルサホール」 |
| 2日目 | 8月25日(金) | 【講義】障害児者の地域生活支援について(Ⅰ) 【講義】相談支援における権利擁護と虐待防止 | |
| 3日目 | 8月30日(水) | 【講義】障害児者の地域生活支援について(Ⅱ) 【講義】障害者ケアマネジメント(概論) | |
| 4日目 | 8月31日(木) | 【講義】ケアマネジメントの実践 【シンポジウム】地域自立支援協議会の役割と活用 | |
| 5日目 | 9月12日(火) | 【演習】演習Ⅰ(ケアマネジメントプロセス) | 京都テルサ 西館1階「テルサホール」他 |
| 6日目 | 9月13日(水) | 【演習】演習Ⅱ(ケアマネジメントプロセス) 演習まとめ | |

※研修プログラムは変更する場合があります。

※時間 9:30~17:40(予定) 各日により異なります。詳しい時間割は「受講決定通知」でお知らせします。

※各コースにおける全日程、全科目及び全時間の参加が必要です。一部でも参加が出来なくなった場合は以後の研修受講は認められません。また資料代の返金もできません。

6 受講要件

【6日コース】【演習コース】

相談支援事業に従事しようとする者で、下記のいずれかに該当する者

- ①相談支援事業所職員で、障害者福祉業務の実務経験概ね3年以上の者
- ②相談支援事業所のある法人職員で、障害者福祉業務の実務経験概ね3年以上の者
- ③相談支援事業所を開設予定の法人職員で、障害者福祉業務の実務経験概ね3年以上の者

【3日コース】

- ①参加申込書下段に掲げる障害福祉サービス事業所で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者になろうとする者
- ②市町村担当者、特別支援教育関係者又は精神科病院関係者で、相談支援に関する知識の習得又は更新をしたい者

7 コース案内及び資料代

- (1) 【6日コース】相談支援専門員の資格を取得したい方（本研修を受講したことがない方）
・ 第1日～第6日の全てを受講（6,000円）
 - (2) 【3日コース】サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の資格を取得したい方
市町村担当者、特別支援教育関係者又は精神病院関係者で知識を習得したい方
・ 本研修講義部分である第1日～第3日を受講（3,000円）
 - (3) 【演習コース】上記（2）の研修を受講済みの方で、相談支援専門員の資格を取得したい方
・ 本研修第4日～第6日を受講（3,000円）
- ※各コースの資料代の支払方法は「受講決定通知」にてお知らせします。

8 参加申込み方法

- (1) 別添参加申込書により、5月10日（水）《必着》までに、事業所所在の市町村担当課にお申し込みください。なお、参加申込書には必ず全ての項目を漏れなく記載してください。受講配慮を希望される場合は参加申込書に記載のうえ申込ください。記載がない場合、対応ができないことがあります。その他、演習コースをお申込みの場合は過去に本研修講義部分（3日コース）を受講した際の修了証書（写し）を申込書と併せて提出してください。
- (2) 今後、相談支援事業を開所予定の事業所等につきましては、参加申込書の様式の空欄部分に、事業所の開所予定年月日（例：平成30年4月1日）も記入してください。
- (3) 申込多数の場合は、コース変更や受講できない場合もありますので御了承ください。
- (4) 受講の可否については、7月28日（金）までに所属事業所宛に御案内いたします。8月7日（月）までに連絡がない場合は、京都府福祉人材・研修センター研修課まで御連絡ください。

9 修了証書について

研修修了者には、研修最終日に京都府より修了証書が交付されます。研修修了のためには全日程、全科目、全時間の出席が必要です。そのため、本研修の全ての日程、科目、時間において欠席はもちろん原則として、早退、遅刻、長時間の途中離席がある場合は修了認定ができません。その他、受講態度が不良と主催者及び実施団体において判断した場合も併せて修了認定ができません。修了認定ができなくなった場合は、その時点以後の受講をお断りします。資料代の返金もできません。また、本研修の同一コース内における複数回・複数年での履修も認めておりません。

10 その他

- (1) 1～4日目（京都テルサ「テルサホール」）は椅子のみの会場となります。予め御了承ください。
- (2) 「参加申込書」に記載された個人情報、当研修の適切かつ円滑な実施の目的のみに使用させていただきます。
- (3) 台風等の影響により主催者において研修が実施不可と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。

11 留意事項

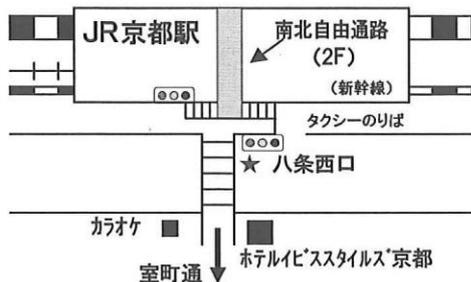
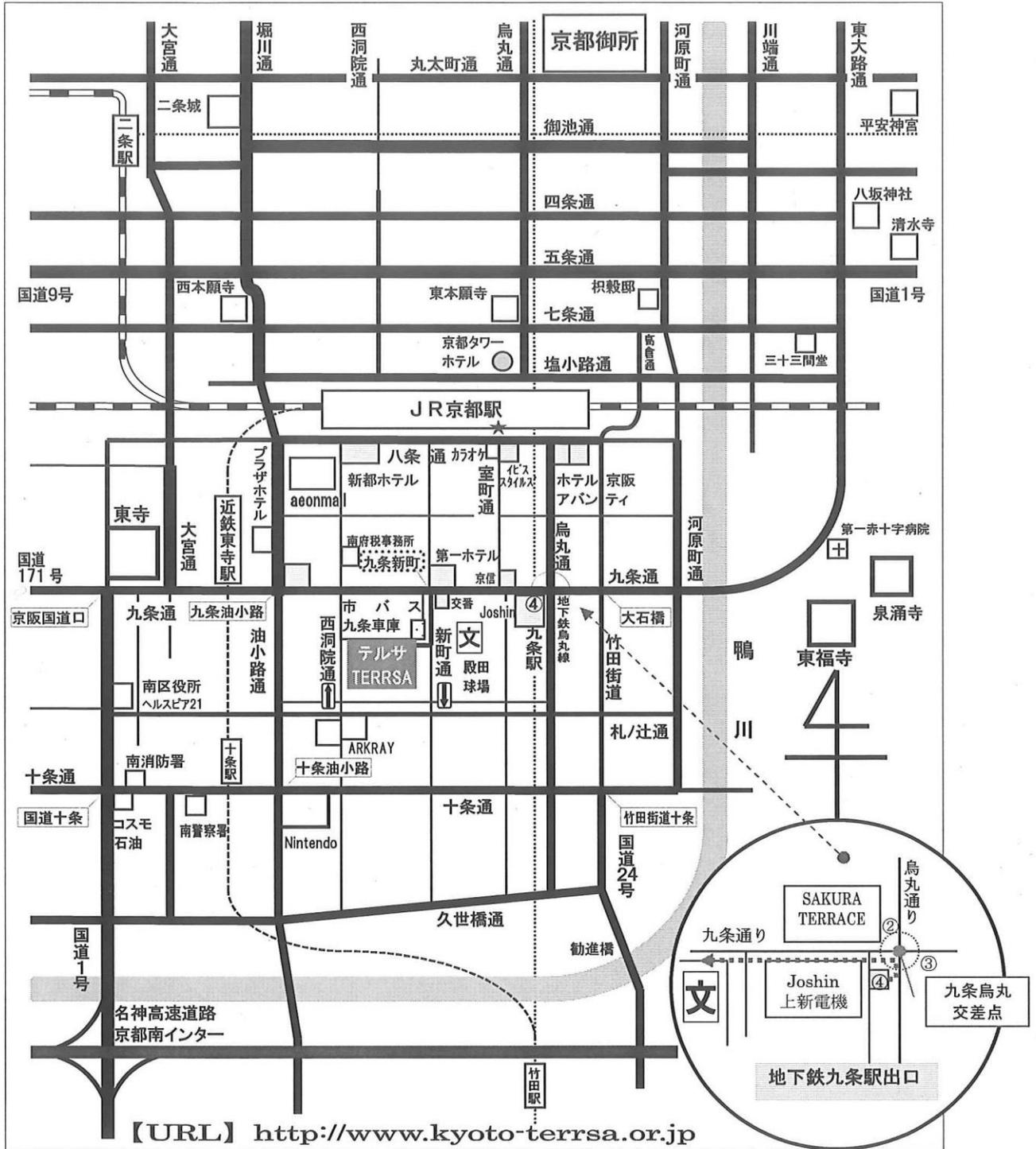
相談支援専門員として実際に従事するためには、本研修修了とともに、実務経験の要件も満たしている必要があります。別添資料「相談支援専門員の実務要件」を参照いただいた上で、詳細は事業所の所在地の市町村及び保健所（京都市内の事業所は、京都市障害保健福祉推進室）に御確認ください。

<お問合せ先> 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都B1F
京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター研修課（担当：田村・西村）
TEL:075-252-6296 / FAX:075-252-6312

【会場地図】

京都テルサ

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 番地 TEL:075-692-3400 FAX:075-692-3402



京都駅南側略図

京都テルサ

- 京都市南区東九条下殿田町 70 番地(新町通り九条下ル)
 京都府民総合交流プラザ内 地下駐車場180台(有料)
- JR京都駅(八条口西口)より南へ徒歩約15分
 - 近鉄東寺駅より東へ徒歩約5分
 - 地下鉄九条駅④番出口より西へ徒歩約5分
 - 市バス九条車庫南へすぐ
 - 名神京都南インターより国道1号北行き市内方面へ九条通を東へ、九条新町交差点を南へ